

広島県選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和七年九月四日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

指 定 施 設			変 更 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
指定老人ホーム	介護老人保健施設 ひうな荘	広島市南区日宇那 町30番1号	名称	高齢者リハビリテーショ ンセンター ひうな荘